

契約保証金について

1 契約保証金

佐伯市契約規則第6条第1項の規定により、「契約金額の10%以上の額」を契約前に納付すること。(落札決定の日から7日以内)

※単価入札時の契約金額は「仕様書の予定数量」×「入札書記載金額」×「消費税(1.1)」

2 契約保証金の納付方法

次のいずれかで納付すること。

- ・佐伯市代表口座への振り込み ※事前に相談すること
- ・納入通知書による納付 ※事前に相談すること。

3 契約保証金の免除

① 保険会社との間に佐伯市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- ・保険期間の開始日 「契約締結日以前の日」
- ・保険期間の満了日 「納入期限の期日以降の日」
- ・履行保証保険の保険証書原本を、指定日までに契約書に添えて提出すること。

② 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格の認定を受けている者で、国又は地方公共団体と過去2年間に2回以上、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

- ・佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格において委任先を設定している場合は、当該委任先又は本店の実績。
- ・過去2年間とは、本案件の契約日から起算して過去2か年の間に契約の完了日（検査日）が含まれていること。
- ・「種類」とは、契約の性質が同じものであること。
- ・「規模」とは、契約金額又は納入数
- ・契約及び履行の事実を証明する書類として契約書の写し及び履行が確認できる資料の写しを、指定日までに契約書に添えて提出すること。